

## 第8次総量削減計画(素案)及び総量規制基準(素案)に対する 意見の募集結果について

第8次総量削減計画（素案）及び総量規制基準（素案）に対して、県民の皆様から提出された御意見、これに対する県の考え方及びこの度策定した第8次総量削減計画等を公表します。

### 1 公表する資料

- (1) 第8次総量削減計画及び総量規制基準について（概要）
- (2) 第8次総量削減計画（全文）
- (3) 総量規制基準

### 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間  
平成28年12月14日（水）から平成29年1月13日（金）まで
- (2) 意見の件数  
1人 14件
- (3) 意見の内容と県の考え方

#### 【第8次総量削減計画(素案)及び総量規制基準(素案)について】（11件）

No	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	当計画の適用期間が明示されていないので、明示されたい。	本文中において、「平成31年度を目標年度とする」旨を記載しています。
2	「削減目標量」の意味が分かりにくいいため、表記を見直されたい。	御意見を踏まえ、「第8次総量削減計画の概要」に削減目標量に係る説明を記載しました。
3	今迄の削減実績推移について、概要でCOD数値しか明示されていないため、計画(素案)にCOD、窒素、りんに係る発生源別の削減実績推移をグラフ図示されたい。	削減実績の推移について、「第8次総量削減計画の概要」においてCODに加え、窒素及びりんの状況を図示することとします。
4	当計画に関係する法律条例等の関係が分かりにくいいため、見やすい記載を検討されたい。	御意見を踏まえ、「第8次総量削減計画の概要」に本計画に関係する法律等との関係を図示しました。
5	「下水道整備」、「その他生活排水処理施設」の平成31年度の目標値（処理人口）が表記されているが、当該数値が妥当かどうかの判断には「今迄の整備実績が必要と考えられるため、一定期間の整備実績推移を分かりやすく図示されたい。	平成31年度の下水道の処理人口及び処理形態別の汚水処理人口については、これまでの整備実績等を踏まえて策定された山口県汚水処理施設整備構想から推定しています。 なお、下水道等の整備率の推移については、同構想に図示しています。

No	意見の概要	県の見解
6	「その他の汚濁発生源に関わる対策」については、「ア」「イ」「ウ」で他指針・法律・計画を提示しているが、それら他指針等で数値目標が示されている場合は当計画でも明示されたい。	本計画は、国の基本方針で定められた削減目標量達成のための諸施策等の基本方向性を明示したものであり、他計画等の目標値を明示することは考えていません。 なお、本計画に関連する他計画等の目標値等につきましては、それぞれの計画等にてお示ししています。
7	「その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項」として一般的内容が列記されているが、この中に「水域内埋立」そのものに関しての考え方も明示されたい。	埋立てに当たっての環境保全に対する配慮については、公有水面埋立法等の個別法により対応することから、本計画に含めることは考えていません。
8	当「計画(素案)」、「基準(素案)」の実行・確認主体や確認期間(月一、半月一、年一等)、確認方法、計画の見直し等について明示されていない(又は分かり難い)ため、記述の見直しを検討されたい。	総量削減計画に基づく削減目標量については、国及び県において毎年度、発生負荷量管理等調査により達成状況の確認を行っています。なお、総量規制基準については、本文(p.4)に記載のとおりです。
9	現在の海洋水質については、従来のりん・窒素等の「富栄養化」の他に「貧栄養化」が指摘されているが、当計画には「富栄養化」「貧栄養化」について触れられていないため、県としてどのような考え方でいるのか明示されたい。	本計画において、新たに「水質の管理」の項目を追加しており、地域における海域利用の実情を踏まえ、湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理について、その影響や実行可能性を十分検討しつつ、順応的な取組を推進するものとしています。
10	「用語の解説」に掲載された用語を再度精査の上、解説に掲載されている本文中の用語にそれと分かるような工夫をされたい。	「用語の解説」は、必要に応じ利用されるものであることから、本文中の用語への下線等の印付けはしません。
11	可能であれば、年次把握がし易いよう、元号と西暦を併記してほしい。	御意見を踏まえ、可能な限り記載しました。

【その他】(3件)

No	意見の概要	県の見解
12	当案件は意見作成のために関係計画・諸施策も確認する必要があること、実施期間に年末年始を含むこと、県の他の意見募集と期間が重複していることから、1ヶ月の期間設定は短い。期間の延長、又は資料を再掲示の上、再実施を求める。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき各種媒体を通じて広く意見募集を行っており、期間の延長又は再実施は考えていません。 また、意見募集期間については、国の基本方針が平成28年9月に策定されたことを受けて、本計画の策定の手続が開始されたことにより、当該期間となったものです。 なお、いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。

13	<p>今回の意見募集について、「広報・記事扱いがどの程度あったのか」、「広報が十分なされたのか」を判断するため、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載されたのか具体的に提示されたい。</p> <p>また、「県広報誌」や「県からのお知らせ」に意見募集に関する記事が掲載されていない理由を明示されたい。</p>	<p>本パブリック・コメントの実施については、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、12月13日に報道各社に発表しました。</p> <p>また、県ホームページに掲載するとともに、12月22日の中国新聞及び山口新聞の紙面において突出広告を掲載し、広報を行っています。</p> <p>なお、県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p>
14	<p>当案件の内容は、地域性や専門性が高いものと考えられることから、県民からの意見募集の他に、住民、関係者、専門家からの直接の意見聞き取り等の実施をお願いします。</p>	<p>本計画等の作成においては、パブリック・コメントの他に、学識経験者等で構成される県環境審議会や関係市町への意見聴取を行っています。</p>

山口県環境生活部環境政策課  
水環境班 担当：長井、大堀  
電話：083-933-3038  
FAX：083-933-3049  
Eメール：a15500@pref.yamaguchi.lg.jp